

上山市社会福祉協議会ふれあい福祉活動応援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的な福祉活動の活性化を図り、「共育」・「協働」の福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア等の福祉活動団体、地区、企業、その他の団体（以下「福祉活動団体等」という。）が行う社会福祉活動や先導的な社会福祉事業に対し、ふれあい福祉活動応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、活動の拠点が上山市内にあって、上山市民を対象に継続的事業を行う福祉活動団体等とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域福祉又は在宅福祉の普及向上に関する事業
- (2) 高齢者の生活支援、健康づくり又は生きがいづくりに関する事業
- (3) 障がい者の自立支援及び社会参加の促進に関する事業
- (4) 子育ての支援に関する事業
- (5) ボランティア活動の活性化に関する事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに特に寄与すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は除くものとする。

- (1) 政治、思想及び宗教的意図を有する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 会員相互の親睦など団体の維持運営を目的とする事業
- (4) 同年度内に地方公共団体、社会福祉協議会、その他の公的助成を受けている事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要する経費とし、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成基準額に助成率を乗じて得られた額の範囲内とし、予算の範囲内で会長が定める。

- 2 助成基準額は、前条に規定する助成対象経費の額から寄付金、事業収入その他の助成対象事業に係る収入の額を控除した額とする。
- 3 助成率は、助成基準額の3分の2以内とし、1団体10万円を上限とする。
- 4 算出された助成金の額が千円に満たないとき、又は千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第6条 助成金の対象期間は1年とする。ただし、当該助成対象事業を定着、発展させるため必要と認められるときは、3年を限度に助成できるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他会長が必要と認めた書類

(助成金交付の決定)

第8条 会長は、助成金の交付の可否ならびに助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更の報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成事業団体」という）は、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について変更若しくは中止をしようとする場合は、速やかに会長に届け出て、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、これを省略することができる。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成事業団体が次の各号の一に該当したときは、当該団体に対し交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- (4) その他、この要綱の規定に違反したとき

(実績報告)

第11条 助成事業団体は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）を、助成事業完了の日から20日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日に会長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年5月1日より執行する。

附 則

この要綱は平成28年4月25日より執行する。

附 則

この要綱は令和5年5月1日より執行する。